

平成15年度

情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度では、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数			不服申立て
	決定内容	全部公開	一部公開	
公開請求	8	4	4	0
任意的公開申請	0	0	0	0
計	8	4	4	0

※任意的公開申請→市民の方など以外の方からの請求

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する

不服の申立てを審査する不

いです。平成15年度の届出状況は、表3のとおりです。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

平成15年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。なお、訂正請求はありませんでした。

表2 個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	10
決定内容	
全部開示	3
一部開示	4
非開示	3
不服申立て	0

外部提供の届出状況

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したりします。平成15年度の目的外利用は表3のとおりです。

外部提供の届出状況は表3のとおりです。

個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。平成15年度は3回開催されました。

外部提供の届出状況は表3のとおりです。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したりします。平成15年度の目的外利用は表3のとおりです。

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する

不服の申立てを審査する不

いです。平成15年度の届出状況は、表3のとおりです。

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する